

議事日程第3号

平成24年9月21日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 8件

議案第41号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第42号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第43号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第44号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第45号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第46号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 2件

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高 山 由 行	2番 山 口 政 治
3番 安 藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山 田 儀 雄
7番 加 藤 保 郎	8番 伊 崎 公 介	9番 植 松 康 祐
10番 大 沢 まり子	11番 岡 本 隆 子	12番 佐 谷 時 繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀨 瀨 久 美
教 育 長 丹 羽 一 仁	総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長 田 中 康 文	建 設 部 長 奥 村 悟
教育担当参事 安 藤 信 治	企 画 調 整 担 当 参 事 三 輪 康 典
総 務 課 長 寺 本 公 行	企 画 課 長 加 藤 暢 彦
まちづくり課長 須 田 和 男	税 務 課 長 佐 久 間 英 明
住民環境課長 水 野 嘉 博	保 険 長 寿 課 長 山 田 徹
福 祉 課 長 若 尾 要 司	農 林 課 長 植 松 和 徳
上下水道課長 亀 井 孝 年	建 設 課 長 伊 左 次 一 郎
会 計 管 理 者 田 中 秀 典	学 校 教 育 課 長 藤 木 伸 治
生涯学習課長 玉 木 幸 治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二	議 会 事 務 局 書 記 渡 辺 一 直
----------------	-----------------------

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

なお本日、ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 佐谷時繁君の2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第41号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

はい、補正予算書の9ページ、耐震調査委託料の162万8,000円が今回上がっておりますが、この耐震補強のこの予算は、大震災等来たときに災害対策本部がしっかりと立ち上がるように、本庁舎が守られるようにの調査業務だということを聞いておりますが、これは、たしか早稲田大学の濱田先生が17、18年ごろにここ庁舎をボーリングしまして、大震災が来たときの揺れとかそういうものを報告があったと思いますが、この耐震の調査は、今回はただ単に建物の耐震調査なのか、濱田先生の調査を加味した耐震調査なのか、そこら辺のことを少し伺いたいです。

議長（谷口鈴男君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、高山議員の御質問にお答えさせていただきます。

耐震診断調査の今回上げました補正予算につきましては、まずは耐震診断のみでございます。亜炭鉱の充填は含んでおりません。

なお、昨年9月の定例会だったと思いますけれども、当時の竹内副町長がこの公共施設、役場も含めて公共施設の地下充填については、今後総合的に検討していかなければならないというような答弁をしておりますので、充填につきましては今後検討していくということにしております。まずは耐震診断のみの執行でございます。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

そういうことで御答弁ありましたけど、やはり調査で揺れが大きいという結論が出ていると思いますけど、そこら辺のことも想定外を想定する、去年の3・11の大震災後は想定外を想定するで、日本全国がそういう想定外を想定していて、最大級の被害を想定してやるということなので、今後ぜひそこまで考えて、災害対策本部というものが機能しなくては御嵩町も守れんということで、ぜひそこら辺まで考えて予算のほうを措置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。答弁よろしいです。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

はい、補正予算書の17ページですが、ここの教育費の中学校費、教育振興費ですけれども、ここに178万1,000円計上されておりますが、私たちの受けた説明によると、基準財政需要額に算入されたというようにお伺いしたんですが、もしもそうであれば、これは当初予算に計上すべきものではないかなあというように思ったのと、それと具体的にこれどういう性質のものかちょっと教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

交付税関係の話になってきますので、私のほうで答弁ということをお願いいたします。

まずは、普通交付税の額に伴っての今回の増額補正ということで、当初予算から計上できなかったという御指摘につきましては、まずは、当初予算で普通交付税を計上しておりますけれども、あくまで見込み、推計値でもって計上しております。例年ですと6月の後半から7月の初めにかけて本算定を行った上で、各市町村の交付税が決まるというスケジュールでございますので、その額の確定に伴って調査したところ、共和中学校に関する基準財政需要額がふえたということで今回の増額補正に至ったわけでございます。

増額の内容につきましては、現在、共和中学校の地下充填をしておりますけれども、その財源として起債を借入れをしております。緊急防災減債事業債という起債を借入れておりまして、これは普通交付税に算定される起債であります。起債の償還自体は来年度から始まりまじけれども、起債の借入れの同意というのは昨年度もう既に受けておりますので、それに基づいて交付税算定上は今年度の交付税から算定されるということになっておりますので、その分がふえてきたということでございます。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。質疑がないようですので……。

[挙手する者あり]

はい、11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

7ページの不動産売払収入の中公民館駐車場、県に払い下げというのと、隣地というのですが、これは以前中公民館を買ったときの購入の代金の話は以前金額をお聞きしましたけれども、もう一度これ買ったときの値段と、この売り払ったときの坪当たりですか、この単価をもう一度教えてください。

議長（谷口鈴男君）

生涯学習課長 玉木幸治君。

生涯学習課長（玉木幸治君）

それでは、岡本議員の質問に対してお答えいたします。

この払い下げの土地につきましては、岡本議員さんが言われましたように、防災拠点の土地用としておったものでございます。これにつきましては、現土地の代がえとして岐阜県と隣接者の方に払い下げると。一点につきましては、岐阜県のほうへ県道御嵩・可児交差点の用地として払い下げるものであります。県につきましては2万8,600円を3万1,100円ということで売り払います。

また、隣接地につきましては、それで3ページございまして、2万8,600円と2万9,800円の土地がございまして、それぞれ21.21平米を払い下げるものでございます。隣接につきましては3筆。岐阜県としては1筆でございます。合わせまして77万7,000円の払いでございます。以上であります。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

今のは、払い下げた財産収入のほうの内訳ですね。買ったときはどれだけの広さを幾らの値段で、それはいいですけども、坪当たりの買ったときの値段を教えてください。

議長（谷口鈴男君）

生涯学習課長 玉木幸治君。

生涯学習課長（玉木幸治君）

3筆ございまして、それぞれ価格が違います。これにつきましては評価額等を調査いたしました結果、1筆につきましては2万9,800円、また、別につきましては2万8,600円という金額でございます。この金額に対して、前の予算につきまして同額で払い下げました。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第42号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第43号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第44号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより 議案第44号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第45号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより 議案第45号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第46号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより 議案第46号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第47号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより 議案第47号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第48号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から認定第6号までを一括議題としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました6件について議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員長より順次報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会付託事件の認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上3件について総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介君。

総務建設産業常任委員会委員長（伊崎公介君）

それでは総務建設産業常任委員会付託事件の審査報告をいたします。

平成24年9月19日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介。

報告書。第3回定例会の9月12日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、平成24年9月19日。

2. 審査事件名、認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

3番の審査の経過についてはお目通しください。

4番、審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第5号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第6号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。以上です。よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（谷口鈴男君）

認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（谷口鈴男君）

認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、採決を

行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

議長（谷口鈴男君）

認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻は9時45分といたします。

午前9時27分 休憩

午前9時44分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、民生文教常任委員会付託事件の認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁君。

民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

それでは民生文教常任委員会付託案件の審査事項について御報告をいたします。

平成24年9月18日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。第3回定例会の9月12日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり審査の結果を報告いたします。

記1. 審査実施日、平成24年9月18日、火曜日。

2. 審査事件名、認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

3. 審査の経過につきましては、議員の皆様のお目通しをお願いをいたします。

4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

なお、5番目としまして、皆さんのお手元にはありませんが、議長の御了解を得ましたので、先般の本会議において、加藤議員のほうから質問のありました国民健康保険会計の決算認定について、そごがあるのではないかと御指摘をいただきました。我々民生文教常任委員会でこの件について担当部局から説明を受け、正すところは正すという方向で、この件については、今後ともこのようなそごのないような対応をしていただくということで皆さんに御理解をいただき、全員の賛成ということですので、この場を借りて御報告をいたします。御了解をお願いをいたします。以上であります。

議長（谷口鈴男君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（谷口鈴男君）

認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし

ます。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（谷口鈴男君）

認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定すること

に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（谷口鈴男君）

認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査

議長（谷口鈴男君）

日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件の調査について。総務建設産業常任委員会委員長、民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち、議会規則第75条の規定により、お手元に配付してあります特定事件の調査について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。従って各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定についてに移ります。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時議会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（谷口鈴男君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、上程させていただきました議案について全て可決をしていただきました。ありがとうございました。

今定例会は決算が中心でありましたが、本議場であるとか、付託案件の委員会の審査の中で質問を受けました。その質問の中には、私も聞いたであろうなというような内容も幾つかはございました。今回大変皆さんに御迷惑をおかけした部分もありますけれど、その原因をしっかりと追及しましてチェック機能を万全にしていきたいと思っております。

昨日課長会議がございましたので、係長からの積み上げてきたものをどう課長がチェックしていくのか。これは重要だということで、いつも私は皆さんに直面している課長たちには言っているんですが、いわゆるすごろくでいえば上りの状態になったと思ったら大間違いだということを言っております。私が町長になりましたときには、とにかく実質動かしているのは係長だから係長の話聞いてやってほしいという課長が圧倒的に多くいました。ただそこで、その時代の課長さん等々も退職をされた方も非常に多くありますし、当時の係長が課長になってきたと、この5年間でさま変わりをしてまいりました。その課長としての取り組みが、いかになされているのかということが一番問題の本質にあるのではないのかということを感じています。財政担当者であるとか、人事であるとか、そうした部分からどのような会計処理が正確に

できる一番いい方法になるのかということの研究させます。そうした方向できのう確認をいたしましたので、この24年度、特にこれまででもいいかげんにやってきたわけではございませんけれど、特に気を引き締めて、24年度後半半年間をしっかりと送った上で積み上げた決算については正確を期すという心構えであります。かなりそういう意味ではチェックそのものが厳しいことになってくるとは思いますけれど、当たり前のことですので、当たり前のことを当たり前としてやっていくということに課長たちも気づいてくれていると思いますので、よりよい形での行財政運営もできていくのではないかというふうに思っております。

皆さんにも少しお願いをしたいと思います。柳川町政が12年間続きました。財政担当者として係長として中心的に扱ってきた職員は前副町長の竹内さん、そして議会事務局長の桑下さんでありました。安定感はありませんでしたが、一人であまり長くやってもらえたのでその安定感と引きかえに、いわゆる職員が育っていないと、財政面で育っていないということもいえます。

私意識的に、今財政担当の係長はおおむね2年で交代させて、一人でも多く財政に明るい職員をつくっていきたいと思ってやっております。2年を基本としておりますけれど、覚えて本当に仕事をするという期間が2年間ですと、大変な状況で係長はやっていると思います。私は町長であるうちにそれが生きてくるとは思いません。また、ここにおられる議員の皆さんが現職でおられるうちに、御嵩町の組織としてそれが生きてくかどうかは、多分間に合わないとは思いますが、まだまだ御嵩町はそれ以上存在していくと思いますので、いずれかその職員たちが、しっかりとした御嵩町の数字もまた事業、考え方、方向性もしっかりしたものを出していってくれる職員に育て上げたいというふうに思っておりますので、若干不備があるような部分については、常に指摘をしていただきまして、是正をしていきたいというふうに思います。

職員たちには、全て自分が今やっていることにクエスチョンマークをつけてくれと最近言っておりませんので、もう一回確認をしなければいけないと思っておりますが、行政マンというのは、前から引き継いだものをそのまま踏襲することを是としております。それが間違っているのか間違っていないのか、間違っていないことの方がたしかに多いんですが、少なくとも時代が変わればやり方も変わってくる。また、チェックの仕方も変わってくるというふうに思われますので、今当たり前のことをやっていることに対しても全て疑問符をつけてみて、そこでよしとなればそのままいけばいい。何か自分がやるについて、誰かに説明するときには説明しづらいというようなことがあるとしたら、それはやり方が悪いということになるというふうに思っておりますので、そう意味では腰を据えていい職員をつくっていくことが、また、いい職員に育てていくことが御嵩町の明るい未来につながっていくと思いますので、ぜひ議員の皆さんもその点について口酸っぱくといいますか、少々うるさくとも言っていただいで、いい職員をつくっ

ていくための御協力をいただきたいと思います。

また、いろんな問題を御嵩町抱えております。今回の結果を見ましても、本当に私自身が考えていることを皆さんに御相談申し上げて、事を進めていきたいということも多くございますので、またその節には相談に乗っていただき、よりよい御嵩にするための一つの目標、目的を達成できるようにしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたしまして、定例会の最後の挨拶とさせていただきます。

きょうはどうもありがとうございました。御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これをもちまして、平成24年御嵩町議会第3回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時01分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員